

令和8年度 第1回 総合教育会議

期日：令和8年9月25日

午後3時00分～

場所：湯前町役場 応接室

1. 開 会

2. 町長挨拶

3. 教育長挨拶

4. 議 題

- (1) 湯前町立小・中学校における働き方改革推進プランについて
(湯前町立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)
- (2) スポーツ施設の使用料の改定について
- (3) スポーツ災害見舞金制度とスポーツ災害共済基金について

5. そ の 他

6. 閉 会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

【議題について】

(1) 湯前町立小・中学校における働き方改革推進プランについて (湯前町立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保については、改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」等に基づき、教育委員会において「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、その内容及び実施状況について、総合教育会議に報告することとされている。

このため、本町における教職員の勤務実態、これまでの取組、今後の取組等について報告し、町長と教育委員会で情報を共有するとともに、学校における働き方改革の推進について協議するものであります。

(2) スポーツ施設の使用料の改定について

スポーツ施設の使用料は、平成元年消費税法が施行され消費税が導入された時に改定、それ以降改定は行っていない。他の自治体との比較や分析を行い、料金改定の必要性について協議するものです。

(3) スポーツ災害見舞金制度とスポーツ災害共済基金について

旧スポーツ災害共済会制度から、平成28年度にスポーツ災害見舞金制度へ移行し10年が経過した現在、ほかの保障制度との役割分担、行政事務の負担等を検証し、今後の在り方について協議を行うものです。

町村名	町内・町外利用料金設定有無	対象科目
湊前町	有	グラウンド利用料
水上村	有	市民の利用は無料、その他は設定の料金
多良木町	有	体育館利用料は無料、その他は設定の料金
あさぎり町	有	体育館利用料は無料、その他は設定の料金
鍋町	無	町外利用者は使用料2倍
相良村	無	—
山江村	無	—
五木村	無	—

・本町と比較し高ければ赤字、安ければ赤字
 ・料金に/hが記載しているものは1時間当たりの料金
 ・記載がないものは午前・午後・夜間の時間区分ごとの料金

1. 体育館 (体育目的利用)

町村名	体育館午前 全面	体育館午後 全面	体育館夜間 全面	体育館開館から17時まで 全面	体育館開館から22時まで 全面	※半面は半額
湊前町	520円	620円	620円	1,130円	1,750円	※半面は半額
水上村	村外400円	村外500円	村外500円	村外900円	村外1,400円	※全面、半面の区別なし
多良木町	600円	900円	900円	1,500円	2,400円	※深田高山総合運動公園参照
あさぎり町	町内630円・町外1,260円	町内630円・町外1,260円	町内630円・町外1,260円	町内1,260円・町外2,520円	町内1,890円・町外3,780円	※深田高山総合運動公園参照
鍋町	1,100円	1,420円	1,420円	2,520円	3,940円	※利用目的区分なし
相良村	1,800円/h	1,800円/h	1,800円/h	1,800円/h	1,800円/h	—
山江村	1,200円/h	1,200円/h	1,200円/h	1,200円/h	1,200円/h	—
五木村	520円	520円	520円	—	—	—

2. 体育館 (体育以外目的利用)

町村名	体育館午前 全面	体育館午後 全面	体育館夜間 全面	体育館開館から17時まで 全面	体育館開館から22時まで 全面	※半面は半額
湊前町	1,030円	1,550円	1,550円	2,580円	4,120円	※半面は半額
水上村	2,000円	2,500円	2,500円	4,000円	7,000円	※全面、半面の区別なし
多良木町	2,000円	2,000円	2,000円	4,000円	6,000円	※深田高山総合運動公園参照
あさぎり町	1,940円	2,430円	2,430円	4,370円	6,800円	※深田高山総合運動公園参照
鍋町	1,660円	1,660円	1,660円	3,320円	4,980円	※利用目的区分なし
相良村	1,800円/h	1,800円/h	1,800円/h	—	—	—
山江村	1,200円/h	1,200円/h	1,200円/h	1,200円/h	1,200円/h	—
五木村	520円	520円	520円	—	—	—

3. 体育館 (空目的利用)

町村名	体育館午前 全面	体育館午後 全面	体育館夜間 全面	体育館開館から17時まで 全面	体育館開館から22時まで 全面	※半面は半額
湊前町	3,090円	5,150円	5,150円	8,240円	13,390円	※半面は半額
水上村	2,000円	2,500円	2,500円	4,500円	7,000円	※全面、半面の区別なし
多良木町	12,000円	12,000円	12,000円	24,000円	36,000円	※深田高山総合運動公園参照
あさぎり町	9,690円	12,150円	12,150円	21,840円	34,000円	※深田高山総合運動公園参照
鍋町	11,000円	11,000円	11,000円	22,000円	33,000円	—
相良村	1,800円/h	1,800円/h	1,800円/h	1,800円/h	1,800円/h	—
山江村	1,200円/h	1,200円/h	1,200円/h	1,200円/h	1,200円/h	—
五木村	520円	520円	520円	—	—	※利用目的区分なし

4. グラウンド

町村名	グラウンド 日中 全面	グラウンド 日中 半面	グラウンド 夜間 全面	グラウンド 全面	備考
湊前町	1,030円	520円	町内4,260円/h・町外2,580円/h・町外1,800円/h	—	※夜間料金は照明代を含む
水上村	—	—	—	—	—
多良木町	野球場480円/h・陸上競技場480円/h	野球場480円/h・陸上競技場480円/h	野球場480円/h・陸上競技場480円/h	—	—
あさぎり町	町内無料・町外1,050円	町内無料・町外1,050円	—	—	—
鍋町	1,000円/h	2,000円/h	1,000円/h	2,000円/h	—
相良村	—	—	—	—	—
山江村	—	—	—	—	—
五木村	520円	520円	520円	520円	—

5. 照明施設

町村名	体育館 全面	グラウンド 全面	備考
湊前町	210円/h	—	—
水上村	—	—	—
多良木町	1,200円/h・追加料金30分まで600円	野球場1,190円/h・陸上競技場250円/h	野球場2,380円/h・陸上競技場500円/h
あさぎり町	町内300円/h・町外600円/h	町内500円/h・町外1,000円/h	⑤1,570円/h・⑥1,260円/h
鍋町	—	310円/h	660円/30m
相良村	1,100円/h	—	—
山江村	1,800円/h	1,200円/h	1,200円/h
五木村	520円	520円	—

湯前町スポーツ災害見舞金計 決算推移 H15以降

スポーツ災害見舞金計 一スポーツ災害見舞金

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	累計額
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
野間助金	360,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	360,000
分額負担金	162,400	162,300	163,000	161,100	160,600	160,500	159,600	158,000	156,800	156,000	158,400	156,700	154,500	154,500	154,500	154,500	154,500	154,500	154,500	154,500	154,500	154,500	154,500	2,069,900
体育費金負担金	143,000	144,200	102,800	120,000	113,200	98,000	98,600	98,000	94,400	95,400	85,800	83,000	79,400	79,400	79,400	79,400	79,400	79,400	79,400	79,400	79,400	79,400	79,400	1,359,800
収入	7	6	12	458	1,174	1,174	763	424	98	89	81	410	68,087											
繰越金	0	285,596	466,218	661,152	733,997	714,156	842,326	1,035,779	5,893	89,123	29,012	714,156	1,275,346	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入合計	665,407	552,442	732,030	942,710	1,008,371	979,830	1,101,289	1,292,203	257,191	344,612	273,293	2,480,766	1,577,333	90,105	107,960	89,160	145,900	21,500	23,300	14,400	86,500	14,400	0	201,300
支出額	379,471	126,224	70,878	208,713	294,815	131,504	65,510	1,286,310	168,068	315,600	186,338	1,205,420	1,577,333											
差引残高	285,936	426,218	661,152	733,997	714,156	842,326	1,035,779	5,893	89,123	29,012	86,955	1,275,346	0	-90,105	-107,960	-89,160	-145,900	-21,500	-23,300	-14,400	-86,500	-14,400	-201,300	
基金額	16,058,570	16,056,011	16,058,675	16,061,395	16,078,340	16,093,508	16,131,433	16,141,350	17,041,350	17,051,820	17,263,140	17,374,670	16,118,073	17,547,128	17,458,755	17,350,916	17,261,902	17,116,147	17,094,794	17,071,638	17,057,382	16,971,026	16,964,429	
基金利息	2,659	2,664	2,660	17,005	15,168	37,925	9,917		10,470	11,320	11,530			1,732	121	146	145	147	144	144	144	7,803	29,410	
基金繰上金								900,000		200,000	100,000	-1,256,597	1,428,055				-145,900	-21,500	-23,300	-14,400	-86,500	-14,400	-201,300	
合計	16,061,229	16,058,675	16,061,395	16,078,340	16,093,508	16,131,433	16,141,350	17,041,350	17,051,820	17,263,140	17,374,670	16,118,073	17,547,128	17,458,755	17,350,916	17,261,902	17,116,147	17,094,794	17,071,638	17,057,382	16,971,026	16,964,429	16,792,539	

2.12%
12.20%
8.01%

球磨管内自治体スポーツ災害見舞金調査(R8.9調査)

町村名	公民館総合補償加入の有無	自治体独自共済会の有無	会費		見舞金等について										その他
			金額	備考	見舞金	重傷による後遺症	死亡	移送料	救急処置料(初診料)	休業補償	看護料	医療費	医療費		
錦町	○	分館長会スポーツ傷害見舞積立金	現在積立金の徴収無し	年平均2万円支出 過去に積立、現在は基金取り崩し中 基金無くなれば再徴収	通院 2,500円/日 など 入院加算 3ヶ月以上 80,000円 1ヶ月以上 50,000円 20日以上 40,000円～50,000円 入院・自宅加算 10日以上 30,000円～40,000円 1週間以上 10,000円～30,000円 1週間未満 5,000円～10,000円		250,000円							基金残27万円	
あさぎり町	○														
多良木町		多良木町スポーツ活動安全会	300円/戸 現在は徴収なし	分館世帯数の70%	入院 4,000円/日 60日限度 通院 3,000円/日 30日限度	500,000円 ※基金残・費れに依り 一週ごとに50,000円減	1,600,000円							基金残1,300万円 通帳残金57万円で運用中	
湯前町	○	湯前町スポーツ災害見舞金		過去に積立 現在は基金取り崩し中	3か月以上 入院 通院 1か月以上3か月未満 80,000円 40,000円 7日以上1か月未満 40,000円 20,000円 2日以上7日未満 30,000円 10,000円 10,000円 5,000円		200,000円							公民館総合保険併用	
水上村	○	水上村体育協会傷害見舞金	年30,000円 村スポーツ協会から拠出	協会積立	日数\区分 通院加算 入院加算 2日以上 5日未満 3,000円 3,000円 5日以上10日未満 5,000円 10,000円 10日以上20日未満 10,000円 20,000円 20日以上30日未満 15,000円 30,000円 30日以上90日未満 20,000円 40,000円 90日以上 40,000円 60,000円 最高100,000円	—	200,000円	—	—	—	—	—	残金56万214円 (年間3万円を超える支出はない) 公民館総合保険併用		
相良村	○														
山江村	○													各地区でスポーツ保険加入	
球磨村					入院日額(傷害)/180日限度 3,000円 入院日額(疾病)/180日限度 1,000円 通院日額(傷害)/90日限度 2,000円 通院日額(疾病)/90日限度 1,000円	傷害 3,000,000円 疾病 300,000円	傷害 3,000,000円 疾病 300,000円							一般スポーツ保険等を活用	
五木村	○													【廃止済】スポーツ共済保険として 毎年世帯より徴収した金額で、 保険及び見舞金の支払い	